

計画作成年度	令和2年度
計画主体	南丹市

# 南丹市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林商工部農山村振興課  
所在地 京都府南丹市園部町小桜町47番地  
電話番号 0771-68-0012 (直通)  
FAX番号 0771-63-0654  
メールアドレス nousanson@city.nantan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウ・アライグマ・ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	南丹市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ツキノワグマ	水 稲	被害面積 79.0ha 被害金額 28,791千円
	麦 類	
	野菜・果実類	
	豆類・いも類	
	植林木	
	特用林産物	
カワウ	放流淡水魚	

(2) 被害の傾向

ニホンジカ・イノシシの被害については、有害捕獲及び防除施設設置等の措置を講じており、データの的にはここ数年減少傾向にあるが、被害農家の感覚としては以前となにも変わっておらず、地域によっては増加している所もある。

特定外来生物（アライグマ）については、南丹市全域で市街化区域並びに市街化調整区域を問わず農作物被害、文化財の損壊等の被害が依然としてある。

植林木（幼齢木・成齢木）については、ニホンジカの食害による被害が発生し、特用林産物（マツタケ・栗・たけのこ等）の被害については、特に収穫時期に集中して被害が発生している。クマ剥ぎによる被害は旧美山町内各地の奥地山林を中心に発生している。

ニホンザル被害については、南丹市全域に被害を及ぼしているが、特に園部町西本梅地区・摩気地区で大豆、いも類、野菜を中心に被害が発生している。また、人を威嚇するなど人なれが進む個体もあり、人身被害の危険性が高まっている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被 害 金 額	28,791千円 79ha	20,100千円 55ha
ニホンジカ		
イノシシ		
ニホンザル		
カワウ		
アライグマ		
ツキノワグマ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市猟友会へ捕獲委託</li> <li>・銃猟および網猟・わな猟免許取得経費支援</li> <li>・特定外来生物法に基づく住民によるアライグマ捕獲（市から捕獲檻の貸出）</li> <li>・南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町の猟友会と連携し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施</li> <li>・カワウによる内水面漁業被害対策</li> <li>・南丹市猟友会の協力を得てニホンザル檻設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の高齢化、後継者の確保</li> <li>・府との連携の強化</li> <li>・アライグマの捕獲の充実</li> <li>・広域的な捕獲の必要性</li> <li>・ニホンザル群れの個体数把握や生息状況調査が、困難で捕獲につながらない。</li> <li>・ニホンザル群れの生息数が増え分裂の可能性はある。</li> <li>・シカやイノシシ等の捕獲個体の埋設処分が重労働で捕獲員の負担になっている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国補助事業及び府補助事業等を活用した防除柵の設置</li> <li>・緩衝帯の設置</li> <li>・ニホンザル被害対策のため、従来のワイヤーメッシュ防護柵の上にサル用電気柵を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な防除の必要性</li> <li>・ニホンザルの有効な柵の導入が進んでいない。</li> <li>・住民主体で行う効果的な追い払いができていない。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

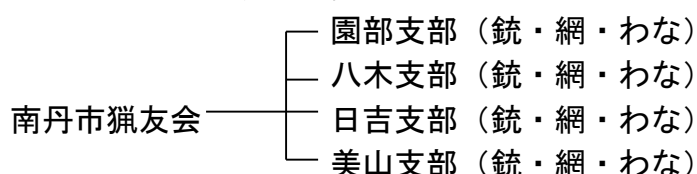
従来講じてきた上記被害対策に加え、次の取組を進める。

- ・ 猟友会員の後継者対策
- ・ 防護柵未整備地の解消
- ・ 鳥獣害防止総合対策事業（府事業）等を活用した、獣害を受けにくい集落環境の整備など、地域ぐるみの取り組みの推進
- ・ 個体数調整については南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施
- ・ 市町・府県域にまたがるニホンザル群に対し、府県市町連携による広域的・一体的なニホンザル管理・個体数調整等・被害対策の実施及び専門技術の活用を検討
- ・ 鳥獣被害地域の生息数並びに被害状況等を把握し、同地域と連携した適正な鳥獣捕獲を推進
- ・ ニホンザルの地域個体群は、広域で行動しているため、近隣市町村と協力して群れの個体数の把握や生息状況調査を行う。また、被害や捕獲等に関する情報を共有して、広域のかつ一体的な被害対策に取り組む。
- ・ ニホンザルの分裂が危惧される群れは、大型オリで捕獲し適正数に管理する。
- ・ 捕獲個体処分施設を建設し、捕獲員の埋設処分負担を軽減する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 南丹市猟友会への捕獲委託契約



- ・ 南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、特別チームを編成し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・ 新規免許取得者で、当該年度登録を行ったものに対し市から経費を支援する。
- ・ 京都府及び兵庫県のニホンザル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、京都府並びに南丹市間の情報共有を密にするとともに、広域的な生息状況調査をもとに被害軽減のための計画的な捕獲を南丹市猟友会の協力を受けて実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2 ~ 4	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カワウ アライグマ	銃猟及び網・わな猟免許取得経費支援(南丹市単費事業)
2 ~ 4	アライグマ	特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材を導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>京都府策定の第12次鳥獣保護事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、近年の捕獲実績や被害の状況等を考慮し設定する。</p> <p>京都府第二種特定鳥獣管理計画ーニホンザルーに基づき捕獲することとなるが、集落による追い払いの効果が出やすいとされるサイズ(個体数及びオトナメスの数)にすることを目標として設定する。ただし、京都府第二種特定鳥獣管理計画ーニホンザルーとの整合を図るため、京都府並びに兵庫県間の捕獲情報の共有に努める。</p> <p>なお、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体は、生活被害や人身被害の危険回避するため対象個体と特定して捕獲を行うため、この限りでない。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
イノシシ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カワウ	100羽	100羽	100羽
アライグマ	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
<p>※ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウ・アライグマ</p> <p>南丹市猟友会へ捕獲委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器による捕獲 年6回（4～5月、5～6月、6～7月、8～9月、9～11月、2～3月）</li> <li>・網・わなによる捕獲 年4回（4～7月、7～9月、9～11月、2～3月）</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
シカ及びイノシシにあっては、散弾銃では射程距離や装弾数が不足し有効な駆除ができない面があったが、ライフル銃を使用することにより、距離の問題や多くの獲物が一度に出てきた際にも確実に仕留めることができ短時間で効率的な捕獲ができる。

#### （4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南丹市全域	シカ・イノシシ・ニホンザル等について、平成12年度より京都府より権限委譲済み

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### （1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	防除柵 10,000千円 電気柵 10,000千円	防除柵 12,000千円 電気柵 12,000千円	防除柵 13,000千円 電気柵 13,000千円

(2) その他被害防止に関する取組

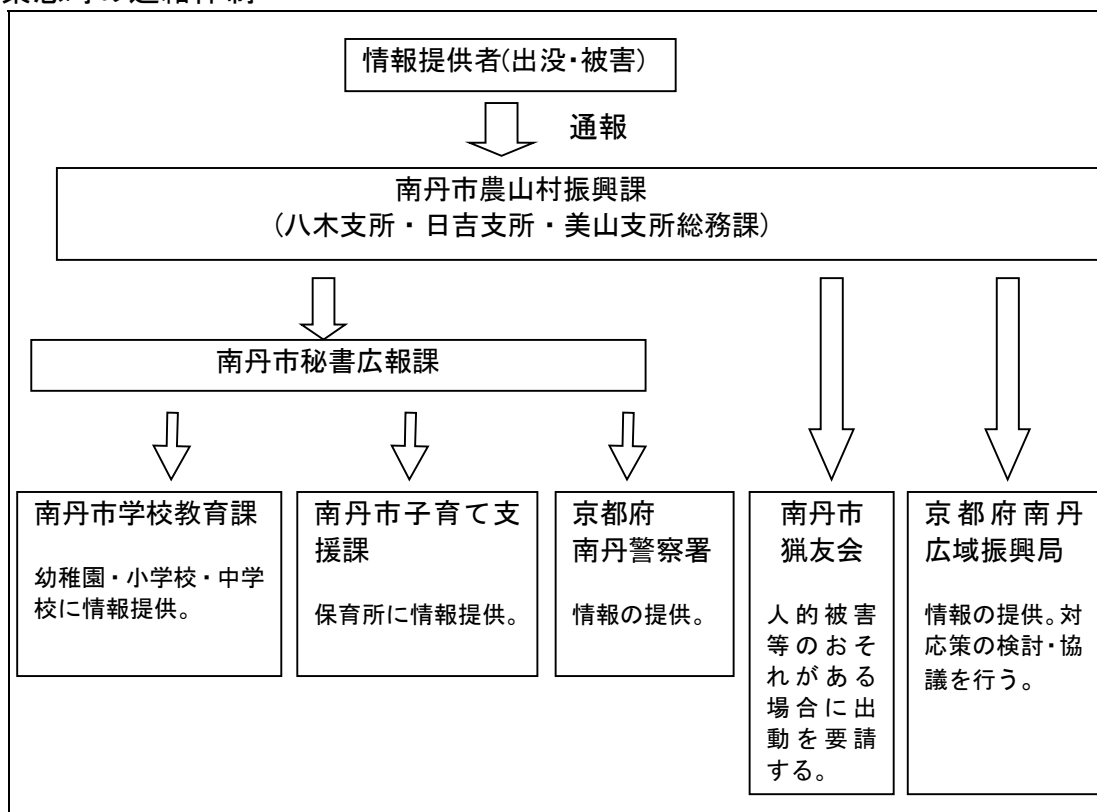
年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	<p>侵入防止柵の設置・被害防除講習会の実施など、地域での防除対策の推進。</p> <p>追払いのための器材配布、接近警報装置の配布など住民による追い払い体制の普及指導。</p> <p>クマ剥ぎ被害防止施策（防止ロープ等）、有害捕獲（人身の被害・クマ剥ぎ被害の防止）の実施。</p> <p>広域的に移動するニホンザル（地域個体群）に対して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した広域的情報共有システムの実証</li> <li>・上記システムによる農家等への生息情報の提供</li> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落（農家）による追い払い体制整備のための研修会開催</li> <li>・ICTを活用した箱わなによる捕獲により、群れの分裂を抑制し被害の拡大を防ぐ。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南丹市	情報収集、連絡調整、広報活動
南丹市猟友会	捕獲の実施
京都府南丹警察署	情報収集、現場付近での注意喚起
京都府南丹広域振興局	情報収集、助言

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

#### ① 市単独

被害防止対策協議会の名称…南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会

南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会の構成と各機関の役割

構成機関の名称	役割
南丹市役所	被害対策の立案、実施
京都府南丹広域振興局	被害対策の立案、実施
南丹市農業委員会	被害の把握、対策
京都農業協同組合	被害の把握、対策
園部町森林組合・八木町森林組合 日吉町森林組合・美山町森林組合	被害の把握、対策
南丹市猟友会	有害鳥獣の捕獲班員
京都府緑の指導員	情報の収集
上桂川漁業組合・大堰川漁業組合 美山漁業組合	被害の把握、対策



② 広域連携

被害防止対策協議会の名称…大丹波地域サル対策広域協議会

構成機関の名称	役割
福知山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
南丹市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
京丹波町	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波篠山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

(2) 関係機関に関する事項

① 市単独

構成機関の名称	役割

③ 広域連携

構成機関の名称	役割
京都府南丹広域振興局	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
京都府中丹広域振興局	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
京都府農林水産 技術センター	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県丹波県民局	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県森林動物 研究センター	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
生息調査等技術指導団体等	ニホンザルの捕獲、被害防除等の情報提供、追い払い、 防護柵設置等技術指導

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・市職員で構成する実施隊については、ニホンザルやクマの出没対応に従事し、府の出先機関による南丹地域野生鳥獣被害対策チームの構成員として捕獲・追い払い・防除技術の指導業務に従事するとともに、近隣市町村の実施隊と連携して被害防除に取り組む。また、アライグマに関しては特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材の貸し出しにより捕獲の充実を図る。
- ・南丹市猟友会で構成する実施隊については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条の規定に基づき、鳥獣被害防止を適切に実施するため、非常勤公務員として南丹市長が任命し、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会で計画する南丹市猟友会への捕獲委託契約以外の緊急時等における、被害防止に係る出動に従事するための銃器班のみを対象とする。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・野生鳥獣被害総合対策事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業の実施については、地域住民が主体となって、有害鳥獣対策の推進のため、被害ゼロの地域づくりプランを作成の上、南丹地域野生動物対策チームと連携し、効果的な事業を組み合わせ、被害ゼロの集落づくりをめざす。
- ・特定外来生物法に基づき、農林水産業及び生活、生態系への被害を最小限に食い止めるため、南丹市猟友会及び地域住民と連携し、捕獲及び防除を実施する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地域特産物としての地域活性化のための取組を支援する。  
殺処分した個体又はその個体の一部は、関係研究機関等に提供して、今後の被害対策等のための検体とするほか、それ以外の個体は埋設又は減容化施設等で処理するものとする。

## 8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲の促進に資するよう、侵入防止柵及び捕獲檻の整備に当たっては、ICTを活用したわな等の一体的な整備を検討する。